

清川村防災会議次第

日 時 令和5年3月24日（金）
午後2時から
場 所 清川村生涯学習センター
せせらぎ館3階 研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

- (1) 清川村地域防災計画の改定について
- (2) その他

5 閉 会

清川村防災会議 出席者名簿

No.	所 属	職	氏 名	備 考
1	清川村	村 長	岩澤 吉美	
2	国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課	専門官	嶋原 謙二	
3	神奈川県県央地域県政総合センター 県民・防災課	課 長	広瀬 茂	
4	神奈川県厚木土木事務所	所 長	竹内 淳	欠席
5	神奈川県厚木保健福祉事務所		(欠席)	
6	神奈川県厚木警察署 警備課	警 部	平本 雅命	
7	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社	次 長	内藤 千春	
8	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店 県央営業支店	支店長	内田 幸宏	
9	神奈川中央交通東株式会社 厚木北営業所	副所長	三武 直裕	
10	清川村消防団		(欠席)	
11	清川村消防団	副団長	川田 美徳	
12	清川村消防団	副団長	尾澤 孝徳	
13	厚木市北消防署		(欠席)	
14	清川村自治会長連絡協議会	会 長	鈴木 新二	
15	清川村	副村長	岸 直保	
16	清川村教育委員会	教育長	山田 一夫	

清川村防災會議委員名簿

No.	区分	協議会委員	氏名	備考
1	会長	清川村長	岩澤 吉美	
2	委員	国土交通省関東地方整備局 相模川水系広域ダム管理事務所長	羽澤 敏行	
3	委員	神奈川県県央地域県政総合センター所長	池田 雅男	
4	委員	神奈川県厚木土木事務所長	竹内 淳	
5	委員	神奈川県厚木保健福祉事務所長	佐々木 つぐ巳	
6	委員	神奈川県厚木警察署長	有原 馨	
7	委員	東京電力パワーグリット株式会社 平塚支社長	山口 剛	
8	委員	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店 長	牧野 元拓	
9	委員	神奈川中央交通東株式会社 厚木営業所長	大沼 敬正	
10	委員	清川村消防団長	小島 高徳	
11	委員	清川村消防団副団長	川田 美徳	
12	委員	清川村消防団副団長	尾澤 孝徳	
13	委員	厚木市北消防署長	加藤 隆英	
14	委員	清川村自治会長連絡協議会長	鈴木 新二	
15	委員	清川村副村長	岸 直保	
16	委員	清川村教育委員会教育長	山田 一夫	

清川村防災會議座席表

日 時 令和5年3月24日(金) 午後2時から
会 場 清川村生涯学習センターせせらぎ館3階 研修室

【事務局】

防災担当課長 総務課長



村長

(会長・議長)



出
入
口

県央地域
県政総合センター



国土交通省
相模川水系広域ダム
管理事務所

厚木警察署



厚木土木事務所

東京電力
パワーグリッド株式会社
平塚支社



東日本電信電話株式会
神奈川西支店

神奈川中央交通東
株式会社
厚木北営業所



村自治会長
連絡協議会



村消防団副団長

出
入
口



○ ○
教育長 副村長



清川村防災会議条例

昭和 38 年 8 月 6 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、清川村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 清川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて清川村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 神奈川県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び副団長
 - (7) 厚木市の消防職員のうちから村長が任命する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 1 人、3 人、1 人、4 人、1 人、2 人及び 1 人とする。

7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、神奈川県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第3号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

清川村地域防災計画の 見直しの概要

令和5年3月

清 川 村

第1 計画見直しの方針

清川村地域防災計画（以下「本計画」）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、清川村防災会議が作成する計画です。

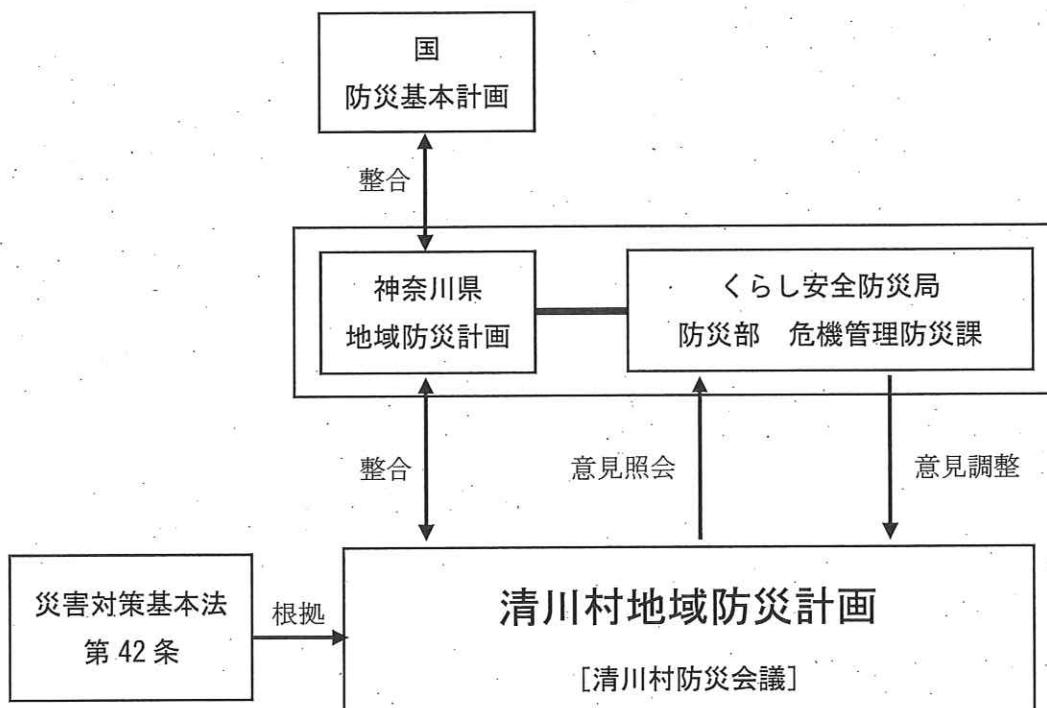
村の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して、村、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関、村民が行うべき事務及び業務の大綱を定めています。

本計画は、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、村民が持つ全機能を有効に発揮して、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

また、令和元年10月の台風19号時の本村の警戒対応及び被害状況を踏まえるとともに、災害対策基本法等の一部改正、防災基本計画の修正、避難情報に関するガイドラインの改定等を受け、神奈川県地域防災計画を含めた修正整合を図りつつ、現行の地域防災計画（平成31年4月）改定以降に全国各地で発生した地震災害や豪雨災害等の教訓等を考慮しながら、必要事項の見直しを行います。

第2 清川村地域防災計画の位置づけ

清川村地域防災計画の位置づけは以下のとおりです。



第3 計画の体系（全体構成）

清川村地域防災計画の全体構成は以下のとおりです。

第1編 総 則

- 第1章 計画の目的及び策定方針
- 第2章 村の特性
- 第3章 地震被害の想定
- 第4章 風水害等被害の想定
- 第5章 計画の推進主体とその役割

第2編 地震災害対策計画

- 第1章 地震災害予防対策
- 第2章 地震災害時応急活動事前対策
- 第3章 地震災害応急活動対策
- 第4章 復旧・復興対策
- 第5章 東海地震に関する事前対策

第3編 風水害等対策計画

- 第1部 風水害対策
 - 第1章 災害に強いまちづくり
 - 第2章 災害時応急活動事前対策の充実
 - 第3章 災害時の応急活動対策
 - 第4章 復旧・復興対策
- 第2部 特殊灾害対策
 - 第1章 火山災害対策
 - 第2章 雪害対策
 - 第3章 航空災害対策
 - 第4章 道路災害対策
 - 第5章 危険物等災害対策
 - 第6章 大規模な火事災害対策
 - 第7章 林野火災対策
 - 第8章 その他の災害に共通する対策

第4編 資料

第4 主な修正項目

■全編にわたる修正事項

1. 村及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の見直し

神奈川県地域防災計画の見直しや清川村の現状を反映させ、村及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の見直しを行います。

2. 職員の配備体制基準の見直し

清川村の現状を踏まえ、災害の発生を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、職員の配備体制の基準の見直しを行います。

3. 清川村災害対策本部組織の編成及び各課の役割分担の見直し

清川村の現状を踏まえ、村災害対策本部組織の編成及び各課等の役割分担の見直しを行います。

■避難情報・避難等に関する修正事項

4. 避難所外避難者への対策

関係機関等と連携し、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や物資等の供給、健康状態の把握などに努める旨など記載の内容の見直しを行います。

5. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成の明記

神奈川県地域防災計画の見直しにより、避難行動要支援者に関する個別避難計画の作成する旨を明記します。

6. 避難勧告・指示の一本化等に伴う名称の修正

災害対策基本法等の一部改正及び国が作成した「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）の改定を踏まえ、表示の見直しを行います。

■風水害対策

7. 「避難情報に関するガイドライン」に沿った避難指示等の判断基準例の作成

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）に沿った修正として、河川の氾濫のおそれのある場合の避難指示等の判断基準例の見直しを行います。

8. 避難行動（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）の見直し

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）の改定を踏まえ、避難行動の分類（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）について、見直しを行います。

■新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対策

9. 新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対策の追加

新型コロナウイルス等の感染症を踏まえた対策として、避難所対策などについて見直しを行います。

第5 計画改定までのながれ（案）

